

平成30年9月15日（土）から
会社等の所在地（地番）が変わります



1. はじめに - 所在地変更に伴う商業・法人登記の変更について -

字名・地番の変更は、土地区画整理事業などの実施に際し、字の名称や地番を整理することで地番の混乱を解消するために不可欠な作業となっており、法律上皆様に手続きしていただく必要があります。各手続きは、地番変更実施日となる平成30年9月15日（土）以降に行ってください。

字名・地番が変更されますと、その地区内の会社（法人）の本店（主たる事務所）や支店（従たる事業所）の所在地または個人の住所が変更されますので、管轄の法務局に対して変更登記の申請をしていただくことになります。

なお、手続きの際に、入間市役所区画整理課で発行します「所在地変更通知書」を添付していただくと、会社の移転扱いとならず、登録免許税が免除されます。（ただし、未登記の事項がありますと別途登録免許税がかかる場合があります。）

また、換地処分に伴う登記により、土地区画整理事業地内の土地・建物の一般登記申請（登記事項証明書の発行、土地や建物の所有権移転登記、分筆・合筆登記、抵当権等の設定や抹消等の登記）ができなくなります。閉鎖期間は、平成30年9月15日から3か月程度の予定となり、登記閉鎖が解除されましたら、改めて関係権利者（土地所有者等）にお知らせいたします。

なお、法人登記簿は閉鎖されません。

目次

1. はじめに - 所在地変更に伴う商業・法人登記の変更について -	1
2. 皆様にお届けするもの	2
3. このような場合に手続きが必要です	3
4. 新しい所在地などの表し方	4
5. 郵便番号について	4
6. 所在地の表示変更のお知らせ用はがきについて	5
7. 会社所在地変更について	6
8. 会社役員の住所変更について	8
9. 不動産（土地・建物）登記の住所変更について	15
10. 所在地変更証明書の追加発行について	18

2. 皆様にお届けするもの

◆ 今回お届けしたもの・・・会社・法人の変更登記のしおり（この冊子です）

◆ これからお届けするもの（8月頃）・・・所在地変更のお知らせ用はがき

1 法人あたり 50 枚を配布します。会社等の新しい所在地を知人・取引先などにお知らせするもので、日本郵便株が発行する無料はがきです。同封される回収用封筒に入れて、最寄りの郵便局又はポストにお出してください。なお、はがきが不足する場合は無料にて追加発行しますので、区画整理課までご連絡ください。

申請場所：市役所区画整理課

必要なもの ①申請人の本人確認書類 ②申請人の印鑑

連絡先：☎04-2964-1111（内線3343、3346）

◆ 地番変更実施日（平成 30 年 9 月 15 日予定）以降にお届けするもの

<u>所在地変更のお知らせ</u> (1 通) ※ 9月19日(水) より順次発送予定	今回の町名地番変更により新しく設定されるあなたの会社等の所在地が記載されているものです。（ <u>証明書としては使用できません</u> ）
<u>所在地変更証明書</u> (法人あたり 30 枚) ※ 9月19日(水) より順次発送予定	所在地変更の証明書として、各種手続きに使用できます。枚数が不足する場合は、無料で発行しますので、下記担当課で手続きをしてください。 申請場所：市役所区画整理課 ☎04-2964-1111（内線3343、3346） 必要書類：①申請人の本人確認書類 ②申請人の印鑑 ③所在地変更証明 申請書（様式は17ページ） <u>申請についての詳細は18ページをご覧ください。</u> 証明書は、町名地番変更実施日時点で変更地区内に住民登録されている方、及び事務所等を設置していることが確認できた事業所等について証明します。 （<u>個人の方へ発行する住所変更証明書の追加発行は、市役所市民課または各支所へお問い合わせください。</u> ※対象者の方には別途御案内いたします。 ※代表者等の住所の変更登記で使用します。

3. このような場合に手続きが必要です

以下のような場合に、管轄する法務局での変更登記が必要です。

◆会社の「本店」、「支店」の所在地、または会社以外の法人の「主たる事務所」、「従たる事務所」の所在地の表示が変更になったとき

◆登記されている各種法人の代表者の住所の表示が変更になったとき
(以下、「会社等」と総称し会社について説明します。)

- ・株式会社の代表取締役
- ・有限会社の取締役及び監査役

※株式会社の役員で住所が登記事項とされているのは、代表取締役等の代表権を有する方です。取締役や監査役については、住所が登記事項とされていないため、住所に変更が生じても変更の登記をする必要はありません。

しかし、有限会社は、役員の住所に変更が生じたときには、変更の登記をしなければなりません。

会社等変更登記には期限があります

※以下の期間内に手続きを行ってください。

本店（主たる事務所）所在地→ 地番変更実施日（9月15日）から2週間以内 ※1
支店（従たる事務所）所在地→ 地番変更実施日（9月15日）から3週間以内
(本店での変更登記完了後に手続きをしてください)

不動産等の登記名義人住所 → 期限の定めなし ※2

※1所在地の変更登記については、法定期間の定めがありますので、ご注意ください。

また、変更登記の申請をしないと、登記上の本店等の所在地や代表者の住所の表示が旧住所のままとなり、資格証明書や印鑑証明書を請求する際に支障となる場合があります。

※2土地・建物登記の表題部（所在・地番・地積等）は施行者（入間市）の届出により法務局で変更されますが、登記名義人の住所変更は登記名義人の申請に基づくものであるため、市（施行者）による書き換えはできません。お手続きに期限はありませんが、相続・売買が生じた際には必ず併せてお手続きをしていただきますようよろしくお願いします。

4. 新しい所在地などの表し方

土地区画整理事業により新しい地番が新しい住所などの表し方は、狭山台土地区画整理事業地区の区域内で次のように変更となります。

※ 以下の例は、新町名が「狭山台一・二丁目」の場合の例です

◆不動産（土地・建物）・大字および小字が廃止され、新たな町名地番に変わります。

◎土地の地番について

〔変更前〕

〔変更後〕

（例）入間市 宮寺 字 宮ノ台 ○○○番○



入間市 狭山台一丁目 ○○番○

新町名

新地番

入間市 大字 狭山台 字 武蔵野 ○○○番○



入間市 狭山台二丁目 ○○番○

新町名

新地番

◎建物の所在地について

〔変更前〕

〔変更後〕

（例）入間市 宮寺 字 宮ノ台 ○○○番地○



入間市 狭山台一丁目 ○○番地○

新町名

新地番

入間市 大字 狭山台 字 武蔵野 ○○○番地○



入間市 狭山台二丁目 ○○番地○

新町名

新地番

◆所在地（住所）・・・・町名と地番が新しくなります。

〔変更前〕

〔変更後〕

（例）入間市 宮寺 ○○○番地○



入間市 狭山台一丁目 ○○番地○

新町名

新地番

入間市 大字 狭山台 ○○○番地○



入間市 狭山台二丁目 ○○番地○

新町名

新地番

5. 郵便番号について

所在地変更に伴い、郵便番号は以下のとおりになります。

入間市 狭山台一丁目～四丁目 … 〒358-0033

元の住所が『入間市狭山台』だった方につきましては、これまでと同じ郵便番号になります。

6. 所在地の表示変更のお知らせ用はがきについて

新しい所在地（住所）を関係者や取引先にお知らせいただくための、「住所の表示変更のお知らせ」はがきを後日お送りいたします。（日本郵便（株）より無償提供いただいております）

下記の記載例の要領でご記入の上、同封の回収用封筒に入れて最寄りの郵便局又はポストにお出しください（切手を貼る必要はありません）。

なお、1事業所につき50枚のはがきをお配りしておりますが、不足する場合は追加発行しますので区画整理課までご連絡ください。

郵便はがき	
通信事務郵便	〇〇〇 〇〇〇〇
住所の表示変更のお知らせ	〇〇県〇〇市〇〇町〇番地
日本郵便株式会社	(株) 〇〇〇
狭山郵便局	様
〇〇〇 〇〇〇〇	あなたの住所にも郵便番号を

※表には新住所をお伝えする方の郵便番号、住所とお名前だけをお書きください。

住所の表示変更のお知らせ

平成30年9月15日からお知り合いの方の住所の表示が、下記のとおり変更となりますのでお知らせいたします。

○今後郵便をお出しになる際は、新住所をご記入ください。

~~○月〇から特売を実施！~~

~~ぜひ来店ください。~~

記

新住所

郵便番号

入間市 狭山台三丁目〇〇番地〇

ご氏名 株式会社 〇〇〇〇

集合住宅、高層アパート等は棟番号、
室番号までお書きください。

※ 住所と名称以外の記入があると無効になってしまい、配達されない場合がありますのでご注意ください。

※ 新しい住所と会社、法人等の名称のみご記入ください

7. 会社所在地変更について

ここでは、登記の変更について具体的な手続き方法について御案内します。

登録免許税

会社等の変更登記の申請に必要な登録免許税は、市役所で発行する「所在地変更証明書※」を添付すれば免除されます。

※所在地変更証明書は平成 30 年 9 月 15 日（土）の翌開庁日以降に区域内の法人宛に送付いたします。追加で必要となる場合は、下記担当課で手続きをしてください。なお、申請者の免許証等本人確認できるものの提示が必要です。

◆会社等の所在地の変更のための 所在地変更証明書 は

市役所 区画整理課（04-2964-1111 内線 3346）

◆代表者の住所変更のための 住所変更証明書 は

市役所 市民課（04-2964-1111 内線 1225）

登記手数料

支店が本店所在地の管轄法務局の管轄区域外にあり、本・支店一括申請をするときは、支店の登記所1庁につき300円の登記手数料が必要です。（収入印紙で納付してください）

収入印紙は、最寄りの郵便局及び法務局で購入することができます。

※登記上の住所と字名地番変更証明書の住所が一致しない場合には、登録免許税が免除されない場合がありますので、最寄りの法務局へご相談ください。

登記申請について

- （1）次ページの記載例をご参照ください。
- （2）「所在地変更通知」を添付して申請した場合、登録免許税はかかりません。
この場合、登録免許税はかかりません。
- （3）文字は、直接パソコン（ワープロ）を使用し入力するか、インク、黒色ボールペンなどではっきり書いてください。鉛筆は使用できません。
- （4）申請書は、他の添付書類とともに、左とじにして提出してください。
申請書が2枚になるときは、申請人又は代理人の印でつづり目に割印してください。
- （5）代理人の方が手続きをする場合は、委任状が必要です。
- （6）郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「商業登記申請書類在中」と記載してください。

手続き方法

下記の表に基づき、必要書類を揃えて関係機関へ申請を行ってください。代理人が申請する場合は委任状が必要です。

	本店（主たる事務所） の所在地表示が変更になったとき		支店（従たる事務所） の所在地表示が変更になったとき	
	本店における手続き	支店における手続き （本店での登記完了後）	本店における手続き	支店における手続き （本店での登記完了後）
	必要書類	支店における手続き （本店での登記完了後）	本店における手続き	支店における手続き （本店での登記完了後）
	①会社変更登記申請書 ②所在地変更証明書 ③委任状（代理申請時）	①会社変更登記申請書 ②本店での登記完了を証する履歴事項証明書 ③委任状（代理申請時）	①会社変更登記申請書 ②所在地変更証明書 ③委任状（代理申請時）	①会社変更登記申請書 ②本店での登記完了を証する履歴事項証明書 ③委任状（代理申請時）
	登記の期間 変更のあった日 （平成 30 年 9 月 15 日）から 2 週間以内	変更のあった日 （平成 30 年 9 月 15 日） から 3 週間以内 ※本店での手続き完了後に手続きしてください。	変更のあった日 （平成 30 年 9 月 15 日）から 2 週間以内	変更のあった日 （平成 30 年 9 月 15 日） から 3 週間以内 ※本店での手続き完了後に手続きしてください。
申請人	株式会社	代表取締役		
	特例 有限会社	代表取締役を置いている場合 ⇒ 代表取締役 代表取締役を置いていない場合 ⇒ 法務局に印鑑登録をしている取締役の内の一人		
提出する先	さいたま地方法務局	支店の所在地を 管轄する法務局	本店の所在地を 管轄する法務局	さいたま地方法務局

本店での一括申請（手数料必要）もできます。詳しくは本店を管轄する法務局にお尋ねください。

※本店・支店とも同一の法務局の管轄内にあり、本店のみ今回の字名地番変更区域内にあるときは、その支店における手続きは必要ありません。

8. 会社役員の住所変更について

(1) 狭山台土地区画整理事業地内に住んでいる会社役員がいる場合は、換地処分に伴い住所の変更が必要となります。

○住所変更の登記が必要な役員

- ・ 株式会社の場合 ⇒ 代表取締役
- ・ 特例有限会社の場合 ⇒ 取締役（全員）、監査役（置いている場合）

< 1 > 役員の住所変更登記

登記の期間	変更のあった日（平成30年9月15日）から2週間以内	
登 記 所	本店の所在地を管轄する法務局	
申 請 人	株式会社	代表取締役
	特例有限会社	代表取締役をおいている場合 ⇒ 代表取締役 代表取締役をおいていない場合 ⇒ 法務局に印鑑登録をしている 取締役の内の一人
必 要 書 類	①会社変更登記申請書 ②住所変更証明書 ※1「住所変更証明書」 …市民課より10通／世帯あたり発送予定。（9月19日以降～） 不足した場合は担当課までお問い合わせください。	

記載例：会社 の所在地変更を申請する場合

(本店が地区内にある場合) ※用紙サイズ A4

4.5cm×10.5cmの
スペースを空けてください。

受付番号貼付欄

分かる場合に記載してください

株式会社変更登記申請書

特例有限会社の場合は、「特例有限会社
変更登記申請書」としてください。

1 会社法人等番号 0000-000-0000

1 商 号 ○○○株式会社

現在(旧)の登記簿のとおり記載し
てください。「埼玉県」が登記記録
の所在地についている場合は、「埼
玉県」を付けて記載してください。

1 本 店 埼玉県入間市大字狭山ヶ原○○○番地

1 登記の事由 町名地番変更による本店の変更

該当部分の□にチェック^レ□をしてください。

① ☒本店 ☐支店 の変更

② ☐代表取締役 ☒取締役 ☐監査役 ☐_____の住所変更

1 登記すべき事項

③ ☒平成30年9月15日区画整理による町名地番変更により

☒本店 ☐支店を次のとおり変更

変更後の

☒本店 埼玉県入間市狭山台○丁目○番地○

☐支店

変更後の新所在を記載してください。

④ ☒平成30年9月15日

☐代表取締役 ☒取締役 ☐監査役 ☐_____

-----入間 太郎-----の住所を次のとおり変更

住所変更をされる役員が複数いる場合
は、該当者全員の氏名を記入して下さ
い。

変更後の新所在を記載してください。

変更後の住所 埼玉県入間市狭山台○丁目○番地○

この申請書式原本は、さいたま地方法務局HPよりダウンロードできます。

書式につきましては、管轄する法務局へお問い合わせください。

区画整理又は住居表示実施による商業・法人登記申請書様式及び記載例について

[URL:http://houmukyoku.moj.go.jp/saitama/page000202.html](http://houmukyoku.moj.go.jp/saitama/page000202.html)

記載例

1 登録免許税 登録免許税法第5条第5項により非課税

1 添付書類
証 明 書

委 任 状

○通

1 通

本店及び住所を変更した役員について、個別に各1通ずつの証明書（住所変更証明書または所在地変更証明書）を添付してください。※1

代理人に登記申請を委任した場合のみ必要です。

上記のとおり、登記の申請をします。

平成〇〇年〇月〇〇日

申 請 人
本 店 埼玉県入間市狭山台〇丁目〇番地〇 ※ア
商 号 有限会社 入間商事 ※イ

※ア～※エにはそれぞれ、
※ア→変更後の新本店、※イ→商号
※ウ→代表者の変更後の新住所、氏名
※エ→代理人の住所、氏名を記載します。

代表者の資格（代表取締役）
住 所 埼玉県〇〇市〇番地〇 ※ウ
代表取締役 入間 花子 ㊞

法務局に登録してある印鑑（代表者印）を鮮明に押してください

申請代理人
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町 ※エ
氏 名 入間 一郎 ㊞

日中連絡先電話番号 〇〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

代理人が申請する場合にのみ記載し、代理人の印鑑（認印）を押します。この場合には、申請書の※ウの部分に法務局に登録してある代表者印の押印は、必要ありません。

さいたま地方法務局 御中

書類に不備な点があれば法務局からご連絡いたしますので、必ずご記入願います。
なお、ご連絡は平日昼間の時間帯となります。

※1 「住所変更証明書」 …市民課より10通／世帯あたり発送予定。（9月19日以降～）

「所在地変更証明書」…区画整理課より30通／法人あたり発送予定。（9月19日以降～）
不足した場合は各担当課までお問い合わせください。

委 任 状

住所 ○○市○○町○○番地
氏名 入間 次郎

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任する。

記

- 1 平成30年9月15日 区画整理による町名地番変更により
☒本店 ☐支店 変更登記
☒代表取締役 ☐取締役 ☐監査役 ☐_____の住所変更登記
を申請する一切の権限（注1）

変更後の

☒本店 埼玉県入間市狭山台○丁目○番地○
☐支店

変更後の住所 埼玉県入間市狭山台○丁目○番地○

- 2 原本還付の請求及び受領に関する件（注2）

平成○○年○○月○○日

（本 店） 埼玉県○○市○○番地○

（商 号） 有限会社 入間商事

（代表者の資格・氏名） 代表取締役 入間太郎 印（注3）

- （注） 1 該当部分の資格にチェックをし、区画整理の年月日を記載します。
2 原本還付を請求する場合に記載します。
3 代表者が法務局に登録している印鑑（代表印）を鮮明に押します。

記載例：法人・組合 の所在地変更を申請する場合

（主たる事務所が地区内にある場合）※用紙サイズ A4

4.5cm×10.5cmの
スペースを空けてください。

受付番号貼付欄

分かる場合に記載してください

事業協同組合 変更登記申請書

法人の種類を記入してください。

1 会社法人等番号 0000-000-0000

1 商 号 入間 事業協同組合

1 本 店 埼玉県入間市大字狭山ケ原〇〇〇番地

1 登記の事由 町名地番変更による本店の変更

① ☒主たる事務所 ☐従たる事務所 の変更

② ☐理事長 ☒代表理事 ☐理事 ☐_____の住所変更

1 登記すべき事項

以降、該当部分の□にチェック□をしてください。

③ ☒平成30年9月15日区画整理による町名地番変更により

☒主たる事務所 ☐従たる事務所 を次のとおり変更

変更後の

☒主たる事務所 埼玉県入間市狭山台〇丁目〇番地〇

☐従たる事務所

変更後の新所在を記載してください。

④ ☒平成〇〇年〇〇月〇〇日

☐理事長 ☒代表理事 ☐理事 ☐_____

-----入間 太郎-----の住所を次のとおり変更

住所変更をされる役員が複数いる場合は、該当者全員の氏名を記入して下さい。

変更後の住所 埼玉県入間市狭山台〇丁目〇番地〇

変更後の新所在を記載してください。

この申請書式原本は、さいたま地方法務局HPよりダウンロードできます。

書式につきましては、管轄する法務局へお問い合わせください。

区画整理又は住居表示実施による商業・法人登記申請書様式及び記載例について

URL:<http://houmukyoku.moj.go.jp/saitama/page000202.html>

一般社団・財団法人以外は取消線を引いてください。

1 登録免許税 ~~登録免許税法第5条第5項により非課税~~

1 添付書類
証 明 書

委 任 状

〇通

1 通

主たる事務所の変更証明書を添付してください。
なお、一般社団・財団法人については、住所を変更した役員について、個別に各 1 通ずつの証明書を添付してください。※1

代理人に登記申請を委任した場合のみ必要です。

上記のとおり、登記の申請をします。

平成〇〇年〇月〇〇日

申 請 人

本 店 埼玉県入間市狭山台〇丁目〇番地〇 ※ア
商 号 入間 事業協同組合 ※イ

※ア～※ウにはそれぞれ、
※ア→変更後の新本店、※イ→商号
※ウ→代表者の変更後の新住所、氏名
※エ→代理人の住所、氏名を記載します。

代表者の資格（代表理事）

住 所 埼玉県〇〇市〇番地〇 ※ウ
入間 花子 ㊞

法務局に登録してある印鑑（代表者印）を鮮明に押してください。

申請代理人

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町 ※エ
氏 名 入間 三郎 ㊞

代理人が申請する場合にのみ記載し、代理㊞ンお印鑑（認印）を押します。この場合には、申請書の※3の部分に法務局に登録してある代表者印の押印は、必要ありません。

日中連絡先電話番号 〇〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

さいたま地方法務局 御中

書類に不備な点があれば法務局からご連絡いたしますので、必ずご記入願います。なお、ご連絡は平日昼間の時間帯となります。

※1 「住所変更証明書」 …市民課より 10 通／世帯あたり発送予定。（9 月 19 日以降～）

「所在地変更証明書」…区画整理課より 30 通／法人あたり発送予定。（9 月 19 日以降～）

不足した場合は各担当課までお問い合わせください。

委 任 状

住所 ○○市○○町○○番地
氏名 入間 三郎

私は、上記の者を代理人に定め、次の権限を委任する。

記

- 1 平成30年9月15日 区画整理による町名地番変更により
☒主たる事務所 ☐従たる事務所 変更登記
☐理事長 ☒代表理事 ☐監査役 ☐_____の住所変更登記
を申請する一切の権限（注1）

変更後の

☒主たる事務所 埼玉県入間市狭山台○丁目○番地○
☐従たる事務所

変更後の住所 埼玉県入間市狭山台○丁目○番地○

- 2 原本還付の請求及び受領に関する件（注2）

平成○○年○○月

（主たる事務所） 埼玉県○○市○○番地○

（名 称） 入間 事業協同組合

（代表者の資格・氏名）代表理事 入間太郎 印（注3）

- （注） 1 該当部分の資格にチェックをし、区画整理の年月日を記載します。
2 原本還付を請求する場合に記載します。
3 代表者が法務局に登録している印鑑（代表印）を鮮明に押します。

9. 不動産（土地・建物）登記の住所変更について

新しい住所変更に伴い、法務局に登録されております不動産（土地・建物）の権利部（甲区）（所有権に関する事項）や権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）の名義人住所はご本人の申請があるまで変わらないため、皆さまで申請していただく必要があります。手続きには期限はありませんが、なるべくお早めに手続きをお願いいたします。

なお、土地登記簿（表題部＜所在、地番、地目、地積＞）および建物登記簿（表題部＜所在、家屋番号＞）につきましては、さいたま地方法務局所沢支局で、区画整理の換地処分に伴う登記により書き換えをします。

※土地や建物の不動産登記は、換地処分に伴う書き換え登記を行うため、登記が完了するまでの間、一般の登記手続き（住所変更手続き、所有権移転登記等）や登記事項証明書、地図・図面に関する証明書交付事務が一定期間停止されます（登記の停止）。そのため、登記事務の停止が解除された後に手続きを行ってください。登記閉鎖の解除のご連絡は、改めて関係権利者（土地所有者等）にお知らせいたします。

◎変更していただく届出等について

変更していただく届出等	届出先	必要書類など	期限
土地・建物等不動産所有者の住所変更登記	さいたま地方法務局 所沢支局 〒359-0042 所沢市並木6丁目1番地5 ☎04(2992)2677（代表）	・登記申請書 ・所在地変更証明書 ※区画整理課で発行 取得方法は2頁参照 ・法務局に登録している印鑑	手続きに期限はありませんが、なるべくお早めに手続きをお願いいたします。
土地・建物登記簿に抵当権・地上権、賃借権、仮登記等の権利者として登記している方の住所変更登記			

◎登記申請書記載上の注意事項について

- (1) 次ページの記載例をご参照ください。
- (2) 登記原因証明情報として、「所在地変更証明書」を添付してください。
この場合、登録免許税はかかりません。
- (3) 文字は、直接パソコン（ワープロ）を使用し入力するか、インク、黒色ボールペンなどではっきり書いてください。鉛筆は使用できません。
- (4) 申請書の内容は、権利書等で確認し、正確に記入してください。
- (5) 1枚の申請書で、複数の不動産について申請できます。
- (6) 申請書は、他の添付書類とともに、左とじにして提出してください。
申請書が2枚になるときは、申請人又は代理人の印でつづり目に割印してください。
- (7) 代理人の方が手続きをする場合は、委任状が必要です。
- (8) 郵送による申請も可能です。申請書を郵送する場合は、申請書を入れた封筒の表面に「商業登記申請書類在中」と記載の上、返信用封筒及び切手（簡易書留等郵便料金分）を同封のうえ、簡易書留郵便により送付してください。

4.5cm×10.5cmの
スペースを空けてください。

登 記 申 請 書

登記の目的 所有権登記名義人住所変更

原 因 平成30年9月15日 町名地番変更

変更後の事由 埼玉県入間市狭山台〇丁目〇番地〇

新住所

申 請 人 住所 埼玉県入間市狭山台〇丁目〇番地〇

〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印

印は鮮明に押印お願いいたします。

添 付 資 料 証明書 1 通

「所在地変更通知書」

※取得方法は11頁参照

平成〇〇年〇月〇〇日 申請 さいたま地方法務局 所沢支局 御中

登録免許税 登録免許税法第5条5項により非課税

申請書提出年月日（手続き
は登記事務停止終了以降）

不動産の表示

土地の表示

変更後（登記事務停止終了以降）の登記
の内容を正確にご記入ください。

所在	地番	地目	地積
入間市 狭山台 1 丁目	1 番 1	宅地	2 3 4.5 6 m ²

建物の表示

所在	入間市 狭山台 1 丁目 1 番地 1				
家屋番号	1 番 1	種類	居宅	構造	木造瓦葺 2 階建
床面積	1 階 7 8.9 0 m ²	2 階 6 7.8 9 m ²			

所在地変更証明 申請書

年 月 日

(あて先)

入間都市計画事業 狭山台土地区画整理事業

施行者 入間市

代表者 入間市長

地方自治法第260 条及び同法施行令第179 条の規定に基づき、下記のとおり町名地番の変更があったことを証明願います。

会社等の名称		
所在地	実施前	埼玉県入間市
	実施後	埼玉県入間市狭山台 丁目
町名地番の変更日		平成30年 9月 15日(土)
必要部数		部
申請人		住 所 _____ 氏 名 _____ 印 電話番号 () _____
希望する受領方法 (チェックをつけてください)		☐ 切手を貼った返信用封筒で郵送希望 ☐ 窓口交付希望(来庁予定 月 日 時頃)
下記 職員使用欄		
		本人確認 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険証 ☐ その他 ()

問い合わせ先 入間市役所都市整備部区画整理課 換地・補償担当
 電話番号 04-2964-1111 内線3341~3343、3346、3371

10. 所在地変更証明書の追加発行について

18項の「所在地変更証明申請書」に必要事項をご記入のうえ（コピー可）、下記へ郵送またはFAXしてください。来所にて申請いただく場合、作成に時間を要しますので、御了承ください。

〒358-8511 入間市豊岡一丁目16番1号

入間市役所 区画整理課 狭山台担当 宛

TEL 《04-2964-1111》 FAX《04-2965-0232》

追加発行に必要なもの

- ・必要事項を記入した所在地変更申請書
- ・申請者の身分証明証（運転免許証、健康保険証その他官公署等の発行する書類）（写し可）

郵送での交付を希望される場合は、上記2点と、返信用封筒（送付先を記入し切手を貼ったもの）を同封のうえ、区画整理課まで郵送してください。

◎ 法人登記 についてのお問い合わせ先

法務局のホームページをご確認いただき、管轄する法務局にお問い合わせください。

開庁時間：午前8時30分から午後5時15分（土・日・祝日を除く）

◎ 不動産登記 についてのお問い合わせ先

さいたま地方法務局 所沢支局

〒359-0042

埼玉県所沢市並木6丁目1番地5

電話：04-2992-2677（代表）ガイダンスの4番を選択していただき、
「狭山台土地区画整理事業の換地処分に伴う登記に関する事」とお伝えください。

開庁時間：午前8時30分から午後5時15分（土・日・祝日を除く）

◎ 本手引き についてのお問い合わせ先

入間市役所 区画整理課 換地・補償担当

〒358-8511

埼玉県入間市豊岡一丁目16番1号

電話：04-2964-1111（代表）内線 3341～3343、3346、3371

開庁時間：午前8時30分から午後5時15分（土・日・祝日を除く）